

平成 2 5 年 第 5 回 定例会  
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 6 月 10 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 6 月 21 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 25 年 6 月 21 日 午後 0 時 5 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤 美則	○
総 務 課 主 幹	齋藤 昭一	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鷗田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	竹俣 信行	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 谷川 忠雄 9番 篠原眞稚子
2			諸般の報告	
3	議案	57	津別町下水道設置条例の一部を改正する 条例の制定について	
4	〃	58	北海道市町村総合事務組合規約の変更 について	
5	〃	59	北海道町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について	
6	〃	60	財産の取得について (小型スクールバス)	
7	〃	61	財産の交換について (除雪ドーザ)	
8	〃	62	財産の無償貸付について (小規模多機能 型居宅介護事業所)	
9	〃	63	平成 25 年度津別町一般会計補正予算 (第 3号) について	
10	〃	64	平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別 会計補正予算 (第 1 号) について	
11	〃	65	平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計 補正予算 (第 1 号) について	
12	〃	66	平成 25 年度津別町介護サービス事業特別 会計補正予算 (第 1 号) について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	67	平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
14	〃	68	平成25年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	〃	69	平成25年度津別町上水道事業会計補正予算(第2号)について	
16	意見書案	4	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について	
17	〃	5	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について	
18	〃	6	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
19	〃	7	平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
20	〃	8	「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について	
21	報告	5	繰越明許費の繰越しについて(津別町一般会計)	
22	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
23	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
24	〃	8	例月出納検査の報告について(平成24年度4月分、平成25年度4月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 谷 川 忠 雄 君                      9 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 57 号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 57 号 津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、平成 24 年 3 月に変更いたしました津別町特定環境保全公共下水道事業計画に基づき、特定環境保全公共下水道区域に係る面積、計画人口、処理施設の処理能力について条例の改正を行うものであります。なお、現在計画の活汲地区農業集落排水区域に係る面積、計画人口につきましては、接続が完了した後に改正を行うものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表に沿い内容を説明したいと思います。資料につきましては 5 ページをお開きください。第 3 条につきましては、共和の一部を縮小し、認定こども園区域の拡大を行い、改正前の「208.3 ヘクタール」から「206.3 ヘクタール」に改正するもので、計画人口につきましては「5,200 人」から「3,660 人」に改正を行うものであります。

第 4 条、処理施設、処理能力につきましては、前計画では 4 基の計画で日最大「3,480 立方メートル」でありました能力を、今回計画として位置づけしました 2 基分の「1,769 立方メートル」に改正を行うものであります。

議案の条文に戻っていただき、附則につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号・議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 58 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 5、議案第 59 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを、会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 58 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、日程第 5、議案第 59 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 58 号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程いただきました議案第 58 号から説明をさせていただきますと思います。北海道市町村総合事務組合規約の変更についてということで、北海道市町村総合事務組合といいますのは、非常勤職員の公務災害による補償等に関する事務を共同処理している組合であります。今般、この組合に北空知圏学校給食組合が加入することに伴う規約の変更であります。

説明資料の 6 ページをお開きください。新旧対照表により説明させていただきます。まず、別表第 1 でありますけれども組合を組織する地方公共団体ということで、空知総合振興局「(34)」を 1 組合増えて「(35)」に訂正いたします。それから、市町村一部事務組合及び広域連合ということで、ここに「北空知圏学校給食組合」を加えます。

続きまして、別表第 2 でありますけれども、共同処理する団体ということで、ここ



に同じく「北空知圏学校給食組合」を加えます。

議案のほうにお戻りいただきたいと思います。附則としまして、この規約につきましては、総務大臣の許可の日から施行するということとなります。

続きまして、議案第 59 号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明申し上げます。

説明資料の 7 ページをお開きいただきたいと思います。これも新旧対照表に落としがありますけれども、別表第 1 に「北空知圏学校給食組合」を加えることとなります。

議案のほうにお戻りいただきたいと思います。附則につきましては、この規約につきましても総務大臣の許可の日から施行することとなります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 58 号から議案第 59 号までの 2 件について原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 60 号 財産の取得について（小型スクールバス）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 60 号 財産の取得について内容を説明申し上げます。

本件は、小型スクールバスの購入につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回のスクールバスの購入は、これまで開成線、相生線を運行しておりました大型乗り合いバス 207 号の更新車両として購入をするものであります。207 号は、平成 7 年 1 月の納車で納車後 18 年を経過し、走行距離も 107 万キロを超え老朽化が目立っております。こうしたことから今回新たに小型スクールバスを購入しようとするものであります。

議案をご覧いただきたいと思えます。取得する財産の名称等としまして品名、小型スクールバス、車名、トヨタ、型式、SDG-XZB51-ZETQH、数量、1 台であります。購入する車両につきましては、乗車定員 26 人、エンジンはディーゼルエンジン、総排気量 4,009 cc、ロングボディー、ハイルーフ、変速機はオートマチックミッションというものであります。乗車定員につきましては、助手席と運転席、補助席を除いた座席数が 17 であり、児童生徒の人数と一般乗客の数、またスクールバスということで過大な人数を設定することは適当ではないということで 26 人乗りとしたところであります。ロングボディーにつきましては、乗客の居住性、乗り降り等を考慮しまして座席と座席の間が少しでも広くなるよう車体としたところあります。ハイル

ーフは高さに余裕を、ディーゼルエンジンにつきましては耐久性とランニングコスト、変速機につきましては運転のしやすさを考慮して決定をさせていただきました。2の契約の方法といたしまして、指名競争入札であります。入札に際し示しました条件に合う車種は2種類でありまして、6月3日に、この2種を扱う2業者により指名競争入札を行いました。3番、取得金額は868万3,000円、うち消費税及び地方消費税額41万3,500円でございます。4番、取得の相手先は、網走郡美幌町字美芳18番地2、旭川トヨタ自動車株式会社美幌店 店長 長尾和也であります。車両の取得期限は、本年11月中旬を予定しております。

以上、内容について説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

取得金額ですが868万3,500円になります。すみません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第61号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第61号 財産の交換について（除雪ドーザ）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 61 号 財産の交換について説明を申し上げます。

今回の財産の交換は、除雪ドーザの車両更新でありまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、資料に基づき説明を申し上げます。資料は 8 ページになります。資料につきましては現有の除雪ドーザと交換で取得する除雪ドーザを比較したのですが、説明は主に取得する除雪ドーザについていたしますので、ご了承をお願いいたします。なお、表中の消費税に関する表記で、現有は、うち消費税、取得する車両は、うち消費税等となっております。これは現有車両の購入当時は 3 % の消費税のみでありましたが、現在は消費税及び地方消費税というふうになっておりますので、消費税等というふうに表記をしておりますのでよろしくをお願いいたします。

では、説明申し上げます。はじめに車両区分は除雪ドーザです。仕様は 13 トン級車輪式、脱着装置カプラ付となっております、この点は現有車両と同じ内容となっております。プラウは、アングリングプラウからマルチプラウに変更となります。アングリングプラウは一文字プラウで、プラウの角度を変えて除雪に対応いたしますが、マルチプラウはプラウの中心を軸として左右の排土板が動き山型、一文字、V 字などに形が変化する汎用性のものであります。プラウの幅は 3.8 メートルで、現有プラウより若干狭くなっております。乗車定員 2 名は変わりません。仕様については北海道の除雪ドーザの標準仕様に基づいております。

契約価格であります。消費税及び地方消費税を含みまして本体価格で 1,957 万 2,000 円、輸送費で 48 万 3,000 円であります。合計の取得価格といたしましては 2,005 万 5,000 円、うち消費税及び地方消費税額は 95 万 5,000 円であります。下取り価格につきましては 157 万 5,000 円、うち消費税及び地方消費税は 7 万 5,000 円となります。交換差金といたしましては 1,848 万円、うち消費税及び地方消費税額は 88 万円であります。現有車両の交換差金は 1,957 万円、うち消費税は 57 万円でありました。

購入年度につきましては、所得する車両は 25 年度、現有車両は平成 8 年度となって

おります。

契約の相手は、北見市相内町 934 番地の 5 北海道川重建機株式会社北見支店 支店長 名畑宏昭でございます。なお、入札についてですが、1 社による随意契約となっております。1 社となりました理由につきましては、平成 22 年 3 月に道路運送車両の保安基準の細則を定める告示の一部改正があり、公道を走る大型特殊自動車の排ガス規制が強化されました。この規制の適用開始期日は車両の定格出力によりそれぞれ定められておりますが、今回取得しようとする除雪ドーザは、75 キロワット以上 130 キロ未満の区分となり、平成 25 年 11 月 1 日からは経過措置も終了し適用になります。このことから取得予定の車両についても、販売各社に問い合わせましたところ対象機種では規制仕様の車種がない、あるいは納期が間に合わないといった回答が寄せられ、結果的に対応できる業者が 1 社しかなかったために随意契約となったものであります。6 月 12 日に見積もり合わせを行い、ただいま申し上げましたものと契約を結ぼうとするものであります。納期につきましては、メーカーの製造期間の関係から本年 12 月 27 日としております。

以上、説明申し上げましたので、財産の交換について承認賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、大変申し訳ありませんが、私のつくりました財産の取得についての資料につきまして、交換をして取得する車両の各金額について千円というふうに記載しております。これは千を抜かしますので、よろしくお願いいたします。

それと、本体契約ですが、1,957 万 2,000 円と記載してありますが 1,957 万円になりますので、よろしくお願いいたします。すみませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（何事か言う声あり）

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 21 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） もう一度説明をさせていただきたいと思います。交換に際する財産の取得は 1,957 万円ということになります。これには、交換差金ですので資料のページの左側の交換差金というところの消費税込みの数字が入っております。それで、交換する今度は取得する財産ですが、これは本体車両価格は 1,957 万 2,000 円ということで、これは資料のとおり間違いありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） すみません、説明が悪くて申し訳ありません。交換に供する財産の取得金額 1,957 万と比較すべき金額は、議案の次のページの差引交換差金、1,848 万というのがありますが、これが実質下取り後の金額になりますので、ここで比較をしていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 休憩します。

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 23 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） すみません。もう一度説明をさせていただきます。議案のほうをご覧になっていただきたいと思います。1 番の交換に供する財産のうちの取得価格でございます。これは 1,957 万円で間違えございませんで、これは資料の左側の交換差金の下から 3 行目の所を書いてありますが 1,957 万円と。これで一致をいたします。で、古い車の取得価格になります。次のページでございます。

（何事か言う声あり）

○建設課長（江草智行君） それで取得のほうなのですが、本体価格と輸送費合わせまして資料のほうでいきますと本体価格と輸送費がありますが、1,957 万 2,000 円と

48万3,000円を合わせて取得価格が議案の2,005万5,000円というふうになります。それから、次の交換に供する財産の価格ということで、下取り価格、本体価格で150万、消費税7万5,000円を足して157万5,000円を下取りとして、下取り価格となりますので、それを差し引きして交換差金で1,848万円になるということでございます。

(何事か言う声あり)

○建設課長(江草智行君) かがみの金額と一緒にの所は、取得価格という所で2,005万5,000円というのが、まず交換により取得する財産の取得の合計の金額と一致いたします。実は、この2,005万5,000円の中には、輸送費が入っておりますので、本体の価格と輸送費を分けて資料ではお示しをしております。そのために、この二つを合わせて2,005万5,000円という数字で議案のほうには書かさせていただいております。消費税及び地方消費税につきましては、本体価格の消費税と輸送費の消費税を合わせた金額で95万5,000円というふうに記載しております。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番(山内彬君) 資料の本体契約価格、資料では1,957万2,000円と書いているのですけれども、これが契約の61号の議案でいえば、これはどこに当たるのかなど。いわゆる4の随意契約による価格1,910万と、この本体契約価格の1,957万2,000円というのは、1,910万というのは輸送価格含んだ金額というふうに説明して、合わせて2,055万というように今説明があったのですけれども、上の資料の1,957万というのは何の数字かということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 建設課長。

○建設課長(江草智行君) 議案に書いてありますのは、随意契約による価格1,910万につきましては、消費税を含まない金額で書いてございまして、消費税はその下に95万5,000円と書いてありますが、これが消費税分になっております。資料のほうはいずれも消費税を含んだ額で記入しておりますので、その辺が違うかと思えます。ですから1,957万2,000円、本来消費税抜きの本体でいきますと1,864万円というふうになります。それから、輸送費が46万円というふうになりまして、これを合わせると

1,864万円と46万円を合わせると1,910万円になるというふうになります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内君。

○7番（山内 彬君） ちょっとお聞きしたいのですが、この資料の8ページで言うと本体契約価格、この消費税が5%掛けると数字が違うのですが、これは何か消費税の算出する根拠として5%から除外される部分があるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 本体価格につきまして、税抜きの価格は1,864万円で、税金は93万2,000円というふうになります。合わせて1,957万2,000円という形になります。左側のほうは、地方消費税だけは入っておりませんので3%の計算で計算されたものです。ですから2,008万5,000円、これは3%の消費税だけを加えてこの金額になっているということになります。ですから右と左の表では片方は3%の消費税、片方は5%の消費税及び地方消費税が加わっている数字になりますので、数字的には間違いはないと思います。

間違いありません。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 62 号 財産の無償貸付について（小規模多機能型居宅介護事業所）を議題とします。

内容の説明を求めます。

松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） ただいま上程となりました議案第 62 号 財産の無償貸付につきまして内容の説明を申し上げます。

本件は、介護保険事業計画に基づき、公募により小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する事業所の整備を行うことについて、公募選定事業者に財産を無償で貸し付けるものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定より議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案説明資料の 9 ページをご覧ください。無償貸付する財産ですが、区分は土地であります。所在は津別町字達美 213 番 9、面積は 3,084 平方メートルであります。

議案にお戻りください。貸し付けの相手ですが、常呂郡佐呂間町字浜佐呂間 160 番地の 21、株式会社エムリンク 代表取締役 本見研介氏であります。

裏面をご覧ください。無償貸付の目的であります。公募による小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行うことについて、相手方に対し町有地を無償で貸し付けることにより当該事業所の円滑な運営と良質な地域密着型サービスの確保を目的とするものであります。貸し付けの期間でありますけれども、平成 25 年 7 月 1 日から平成 35 年 6 月 30 日までの 10 年間といたします。今後 10 年ごとに更新の議決をお願いするものであります。

以上、内容について説明させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長(鹿中順一君) 日程第9、議案第63号 平成25年度津別町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました議案第63号 平成25年度一般会計補正予算(第3号)につきまして説明いたします。

それでは、各条項をご覧いただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ5,008万円を追加し、補正後の予算の総額を53億1,059万6,000円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたとおりであります。特に歳出の人件費につきましては、4月の人事異動による各予算科目間の異動、届出等に伴う各種手当の修正、共済費等料率の改正による精査を行い、一般会計で737万2,000円、特別会計で294万6,000円の合計1,031万8,000円の減額補正を行うものであります。

第2項の第1表につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、人件費関係を除いて歳出の主なものを説明させていただきます。最初に款2総務費ですが、10ページから11ページをお開きください。町史編さん経費は、臨時職員を雇用しなくなったことから208万6,000円の減額補正をお願いするものです。

次の財政調整基金積立金は、最上、山田照夫様からの一般寄附金の一時積み立てとして 100 万円の増額補正をお願いするものであります。次の庁舎等維持管理経費は、国が定める平成 25 年度公共工事設計労務単価の改正により増額補正をお願いするものであります。以下、この公共工事設計労務単価の改正については、労務単価の改正ということで説明させていただきます。

下段の町有建物等維持管理経費、役務費の確認申請は、17 節公有財産購入費に含めることとし、委託料は、活汲町有地の売却ができなくなったことから減額補正、工事請負費及び 12 ページから 13 ページをお開きください。公有財産購入費は労務単価の改正、負担金補助及交付金、下水道分担金は小規模多機能型居宅介護事業所の用地無償貸付に伴う下水道分担金のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。町有住宅営繕事業は、本岐の住宅改修 1 棟 2 戸の労務単価の改正により増額補正をお願いするものです。公用車維持管理経費、保険料は、新規購入車両分及び保険料改定に伴い増額補正をお願いするものであります。

次のふるさと定住促進事業は、新築 2 件、中古住宅購入 2 件、住宅改修 20 件分を見込み 795 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域振興施設管理業務は、お試し住宅の流し台購入として 5 万 3,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、14 ページから 15 ページをお開きください。下段の税務事務経費は、国保税の特定世帯等の軽減特例措置延長に対応するため、システム改修の協議会への負担金として 18 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、16 ページから 17 ページをお開きください。中段の戸籍住民登録経費は、旅券、パスポートの発行事務を美幌町へ委託することとし、9 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、款 3 民生費になりますが、20 ページから 21 ページをお開きください。地域福祉計画等策定業務は、社会福祉法に規定されている事項であり、策定については各地方自治体が主体的に取り組むこととなっておりますが、本計画策定においては、昨年度住民参加型高齢者生活支援等推進事業を実施する上で協力をいただいた名寄市立大学の協力を得て策定することとし、策定委員会及び講演会、座談会の開催等の経費と

して 57 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の国民健康保険事業、その次の介護保険事業の特別会計繰出金は、人件費相当分。その下の介護サービス事業特別会計繰出金は、人件費 4 万 4,000 円及び特養の高圧受電設備の改修、特養・デイの施設改修にかかる労務単価の改正により 256 万 1,000 円の合計 260 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、22 ページから 23 ページをお開きください。集落維持・活性化促進事業は、昨年度、北海道の住民参加型高齢者生活支援等推進事業を活用し、相生地区の実態調査等を行ったところでありますが、集落の維持・活性化を図るため今年度は本事業により、具体的な対策行動計画の策定業務、委託料として 119 万 8,000 円及び要望の強かった高齢者の集う場としてのふれあいサロンの運営を実施する経費、賃金、報償費、需用費、計 37 万 1,000 円として、合計 156 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。下段の子ども・子育て支援事業計画等策定業務は、昨年制定された子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく合議制の機関を設置し、同法第 61 条に定められた当該計画を策定するための経費として 20 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の保育所運営経費は、24 ページから 25 ページをお開きください。今年度より改修した津別保育所での一時保育の保育室の扇風機、暖房器具の購入費用として、次の保育所管理経費は、一時保育室の改修にかかる経費として他各科目へ流用した額のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

続きまして、款 4 衛生費ですが 26 ページから 27 ページをお開きください。下水道事業特別会計繰出金は、人件費 2,000 円及び個別排水の浄化槽設置工事費 2 万 4,000 円の計 2 万 6,000 円の減額補正。簡易水道事業特別会計繰出金は、特別会計での人件費にかかる補正をお願いするものであります。下段のごみ焼却施設管理経費、28 ページから 29 ページをお開きください。エゾシカ対策堆肥盤整備工事は、労務単価の改正により増額補正をお願いするものであります。

続きまして、款 6 農林業費です。下段の農業委員会活動経費は、農地制度円滑化事業により、農地台帳地図化システムのアプリケーション及びデータベースの改修整備にかかる経費として 325 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、30 ページから 31 ページをお開きください。中段の戸別所得補償制度推進事業は、その次の経営所得安定対策直接支払推進事業に制度が変更され、事業名及び内容の一部変更により事業用消耗品、32 ページから 33 ページをお開きください。事務機借上料等の増額補正をお願いするものであります。

次に、下段の林業振興対策補助費等は 34 ページから 35 ページをお開きください。山火事予防の旗の購入費用として、山火事予防対策経費へ流用した 11 万 1,000 円の増額補正をお願いするものであります。中段の地域材利活用推進事業、販売手数料は、J－VER オフセット・クレジット 2 件の販売手数料として、販売額の 20%、79 万 3,000 円、委託料の J－VER 認定調査業務は、本年 1 月から 3 月の 323 トン分のモニタリング調査、検証にかかる費用として 32 万 7,000 円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、款 8 土木費ですが、38 ページから 39 ページをお開きください。道路橋梁維持整備事業は、4 月の大雨により東岡の町道 200 号線が損壊し、一般維持補修工事及び町道 252 号線側溝改修工事より流用し復旧工事を行ったことから、その流用額についてそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次の、道路橋梁維持管理経費及び、その次の町道整備事業の工事請負費は、労務単価の改正により増額補正、補償補填及賠償金につきましても、下水道事業特別会計における町道 74 号線公共汚水柵布設替工事の労務単価の改定に伴い、増額補正をお願いするものであります。

次に、40 ページから 41 ページをお開きください。町営住宅整備事業は、平成 25 年度住宅等関連事業費として、北海道に配分された国費ベースで 24 億円分の事業が不足しているとのことから、26 年度以降予定事業の前倒し実施の依頼がオホーツク総合振興局よりあったことから、豊永団地屋根・外壁張替改修工事について 26 年度実施予定の 4 戸を追加実施することとし、当初予定していた 5 戸の労務単価の改正による増額も含め 1,614 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。この結果、当該事業につきましても、当初 22 年度から 29 年度までの 8 年間との計画でしたが、27 年度までの 6 年間となる見込みであります。

次の、町営住宅等建設整備事業、工事請負費、既存建物解体工事は、町営住宅整備

事業同様 26 年度以降実施予定の前倒しとして、緑町町営住宅 1 棟 2 戸の解体工事 226 万 8,000 円、町営住宅建設用地既存建築物解体工事は、労務単価の改正により 63 万円の増額補正をお願いするものであります。公有財産購入費の旭町団地買取事業は、事業費の再積算による 25 年度の提案見込み額として 155 万 8,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次の特定公共賃貸住宅建設整備事業、工事請負費は、現在建設中のつつみ第 3 団地を含めシャレーイーストタウンほか 2 件の外構工事について、労務単価の改正により 127 万 4,000 円、負担金はつつみ第 3 団地の下水道受益者分担金 19 万 1,000 円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、42 ページから 43 ページをお開きください。款 9 消防費、防災対策経費、工事請負費は、災害時に対策本部となる庁舎の停電時対策して発電機の設置工事 1,713 万 6,000 円、備品購入費は多人数乗りのワゴン型緊急災害用車両、車載搭載用ストレッチャー各 1 台及びポータブルストーブ 12 台分の経費として 425 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。なお、この事業につきましては、平成 25 年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急課題としての防災減災事業に取り組むものであります。

次に、款 10 教育費ですが、下段の教育委員会事務局経費、補助金は、北見柏陽高校の創立 90 周年記念事業として 10 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、44 ページから 45 ページをお開きください。小学校施設管理経費は、労務単価の改正により、スクールバス経費、小学校費ですが、これにつきましては新たに購入する小型バスの車両共済として、次の中学校費のスクールバス経費は、活汲中学校の津別中学校との部活動合同練習のためのハイヤー借り上げ料として、それぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、46 ページから 47 ページをお開きください。放課後児童クラブ経費、次の放課後子ども教室経費は、事業間の職員の異動に伴い社会保険への加入、脱退によりそれぞれ補正をお願いするものであります。

次の公民館管理経費、備品購入費は、給湯器の購入として 17 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

48 ページから 49 ページをお開きください。屋内ゲートボール場管理経費は、出入口の引き戸修繕として 10 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の、款 14 諸支出金、地域生活支援事業経費は、日中一時支援事業において、平成 20 年度から 23 年度分の一時委託料が過年度支出となったことから、増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開き願います。

款 13 国庫支出金、社会資本整備総合交付金は、歳出で説明しました豊永団地屋根・外壁張替改修工事 721 万 8,000 円及び緑町町営住宅 1 棟 2 戸の解体工事 108 万 1,000 円の合計 829 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の款 14 道支出金、地域づくり総合交付金は、集落維持・活性化促進事業として 70 万円の増額補正、農業委員会等活動促進事業は、農地台帳地図化システム改修整備にかかる補助金、戸別所得補償制度推進事業、次の経営所得安定対策直接支払事業は、制度変更によりそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次の権限委譲事務交付金は旅券発行事務、樋門管理業務は積算単価の変更、道営事業補助監督業務は道営地域用水環境整備事業分として、それぞれ増額補正をお願いするものであります。

次の款 15 財産収入、オフセット・クレジット売払収入は、J-VER オフセット・クレジットのソニー銀行、北海道環境財団への売り払い 2 件分として 396 万 3,000 円の増額補正、次の款 16 寄附金、一般寄附金は、最上山田照夫様からの寄附金の増額補正をお願いするものであります。

次の款 18 繰越金、前年度繰越金は、今般補正の一般財源不足分として 1,411 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

款 19 諸収入、雑入の雇用保険料個人負担分は、町史編さん経費の減額、保健師活動経費での増額により、差し引き 2,000 円の減額補正をお願いするものです。

次に、款 20 町債、6 ページから 7 ページをお開き願います。防災対策事業は、庁舎停電時対策としての発電機設置工事等に対する 1,810 万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、条文にお戻りください。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出、

歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

第2条の第2表、継続費補正の変更については、旭町団地買取事業の総額及び年割額の補正をお願いするものであります。

第3条の第3表、地方債補正の追加については、防災対策事業1,810万円を追加し、総限度額を4億1,680万円とする補正をお願いするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10時55分

再開 午前 10時58分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけ質問したいと思います。ページ数、主に39ページになるかなということがございます。今回労務単価の改定関係で、工事請負費関係随所に補正等がなされておりますけれども、全体まとめて労務単価の改定ということであれば、現場で働いている就労者、こういう方の賃金アップ等について、どのようになるのかまず1点伺いたいと思います。

それと、もう1つは発注済みの工事があると思いますけれども、契約変更等を伴うものは何件あるのか伺いたい。それと、アップの比率ですけれども、道内は大体何%程度ぐらいになるのかとりあえず伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 比率変更を伴うものにつきましては、全体的に建設課だけではなくて、総務の関係ですとか、いろんな所に波及しておりますけれども、建設課分以外は私はどのようになっているかちょっと押さえておりませんが、建設課でいいますと契約変更を伴うというものは、今のところはないのかなというふうに考えてお



ります。ただ、旭町団地ですね、この契約については、今回継続費で補正をさせていただいておりますが、明年度以降にもこういう状況が続けばまた変更すると。契約の内容を変更する可能性はあるのかなというふうに思っております。

それから、道内のアップ率ですが、これはちょっと数字は押さえておりません。ただ、新聞等によりますと全国的には、全国平均で約 15.1%の上昇率と、平均です。例えば、型枠とか鉄筋というような主要な部分では 17%を超えるというものもございますので、ご紹介をさせていただきたいと思います。それから、賃金のアップがつながるかということでございますけども、国は毎年公共工事の単価表を見直し公表をしているところでございます。25年度につきましては、先ほど申しましたように 15.1%と、平均で。非常に大きな単価アップがしたということでございまして、国としましても今年の3月29日に公表しまして、すぐその日付で建設団体に対して、技能労働者の賃金水準の確保を依頼している文書も発送しておりますし、また4月に入りまして国交省の大臣が、直接業界に賃金に結びつけてほしいというような指導といたしますか依頼もしているところでございます。また、国交省も各出先ですとか、あるいは都道府県に対しても、そのような通知を6月に入ってからもしているわけですので、町としましても、そういう国の動きも見てまいりましたので、業界団体にそのような要請なり指導なりをしていきたいなというふうに今考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 3 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 64 号 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 64 号 平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では人事異動による人件費の減額であり、歳入では人件費補正に伴う一般会計繰入金の減額を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 449 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 2,460 万 1,000 円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをご覧ください。

款 1 総務費の給与費では、人事異動に伴う減額及び共済費の負担率改定に伴う経費を合わせまして、449 万 9,000 円の減額補正であります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。4 ページ、5 ページにお戻りください。

款 8 繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、人件費分として 449 万 9,000 円の減額補正であります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第65号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第65号 平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第65号 平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳出では人事異動に伴う人件費の減額であり、歳入では人件費補正に伴う一般会計繰入金金の減額により補正予算の編成を行ったものであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ78万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,681万6,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。総務費、総務管理費、一般管理費の給与費で、人事異動及び共済費等の負担率改定により78万4,000円の減額であります。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。歳入では繰入金、一般会計繰入金、その他繰入金は、歳出で説明いたしました経費にかかる繰入金で78万4,000円の減額になります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第66号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第66号 平成25年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（五十嵐正美君） ただいま上程されました議案第 66 号 平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に 260 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 790 万 1,000 円とするものでございます。第 2 項につきましては、後ほどご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では特養、デイサービス、居宅介護支援事業所における給与費で共済組合負担金の率の確定等に伴う補正であり、特養、デイサービスでの工事請負費におきましては、公共工事設計労務単価の改正に伴う増額と、特養の高圧受電設備の老朽化に伴う改修工事費用の増額によるものでございます。

歳入では、これらの歳出補正予算の財源確保のため、一般会計繰入金及びケアプラン作成料収入の減による補正予算を編成しております。

それでは、歳出からご説明いたしますので 6 ページ、7 ページをご覧ください。7 ページ中段にあります特養施設管理経費の工事請負費では 244 万 5,000 円の追加であります。その内訳としましては、公共工事設計労務単価の改定に伴い 43 万 4,000 円の追加分と、高圧受電ケーブルと関連設備の老朽化に伴う改修工事費用で 201 万 1,000 円の合計 244 万 5,000 円でございます。

次に、下段にありますデイサービス管理経費の工事請負費の増額につきましても、公共工事設計労務単価の改正に伴い 11 万 2,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入にお戻り願いまして 4 ページ、5 ページをご覧ください。サービス収入、居宅ケアプラン作成料収入の 4,000 円の減額は、介護支援事業費の給与費減額相当分を減額しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金は特養事業分として 249 万 8,000 円、デイサービス事業分として 10 万 7,000 円の繰り入れをお願いするものでございます。

それでは、条文にお戻り願います。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 67 号 平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 67 号 平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり歳出では共済費の負担率改定による減額、公共工事設計労務単価及び資材単価の改定に伴う管渠管理経費、工事請負費の追加、個別排水浄化槽の設置数の増に伴う追加が主なもので、歳入では特定公共賃貸住宅及び小規模多機能型居宅介護事業所用地にかかる下水道受益者分担金の追加、個別排水浄化槽設置による個別排水受益者分担金の追加、一般会計繰

入金の減額、汚水枿等移設補償及び個別排水事業債の追加が主なものです。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,246万2,000円とするものです。

それでは、歳出の6ページ、7ページをお開きください。総務費、給与費の共済費は、共済組合率改定により2,000円を減額するものです。管渠管理経費の工事請負費は公共汚水枿設置布設替工事で、公共工事設計労務単価及び資材単価等の改定により、6万4,000円を追加するものです。管渠等施設整備事業補助は、財源内訳のみの補正です。個別排水整備事業の工事請負費は、個別排水浄化槽設置工事で5基から6基に1基増えたことで200万円を追加するものです。

歳入に戻っていただき4ページ、5ページをお開きください。下水道受益者分担金は、つつみ第3団地建設用地分、小規模多機能型居宅介護事業の建設用地分で42万4,000円の追加をするものです。個別排水受益者分担金は、個別排水浄化槽が1基増えたことにより10万円を追加するものです。一般会計繰入金は2万6,000円を減額するもので、汚水枿等設置補償では6万4,000円を追加するものです。個別排水事業債では150万円を追加するものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第2条の地方債補正につきましては、歳入で申し上げました個別排水事業債の150万円を追加したために補正後の限度額900万円とするものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 68 号 平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 68 号 平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり歳出では共済費の負担率改定に伴う減額、歳入では歳出の共済費減額により一般会計繰入金を減額するものです。

第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 2,000 円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,259 万 8,000 円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。総務費、給与費の共済費は、共済組合率改定により 2,000 円を減額するものです。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開きください。歳入では、歳出の共済費減額により一般会計繰入金 2,000 円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。



これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 69 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 69 号 平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げたとおり収益的収入及び支出について、収入では消費税確定申告に伴う消費税還付金の追加、支出では人事異動及び共済費の負担率改定による追加及び修繕用資材等の追加で、資本的収入及び支出の支出では、工業用導水管移設工事に伴う追加をするものであります。

それでは、収益的収入及び支出について説明申し上げます。4 ページをお開きください。収入において営業外収益の雑収益につきましては消費税確定申告によるもので、その他雑収益 84 万 7,000 円を追加するものです。

支出において総係費では職員、人事異動に伴うもので給料で 103 万 2,000 円、手当等で 76 万 6,000 円、法定福利費では共済費負担率の改定もあり 28 万 3,000 円で、負担金では 21 万 6,000 円をそれぞれ追加するものです。

5 ページ、原水及び配水費の材料費は、事故に対処するための修繕用資材として 22 万 1,000 円を追加するもので、手数料の工業用水施設維持管理は、こども園用地試験掘削と高台ろ過砂入れ替えに伴う重機借上料で 22 万 3,000 円を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出の支出におきまして、配水施設設置費の工事請負費は、美都地区工業用導水管移設工事で、河床横断部の導水管について河床低下により損傷する恐れがあることから移設工事を行うもので 338 万 1,000 円を追加するものであります。

6 ページは資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきます。

続いて、7 ページ、8 ページをお開きください。このページは予定貸借対照表となります。8 ページ下から 5 行目、当年度純利益につきましては、ただいまの補正によりまして 1,163 万 3,000 円と見込むものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思えます。第 2 条において収益的収入及び支出の収入について 84 万 7,000 円を追加し、総収益を 1 億 3,236 万 2,000 円とし、支出においては 274 万 1,000 円を追加し、総費用を 1 億 2,072 万 9,000 円とするものであります。

第 3 条において資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,929 万 2,000 円を 4,267 万 3,000 円に、補てんする過年度分損益勘定留保資金 3,832 万 4,000 円を 4,154 万 4,000 円に、同じく補てんする消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96 万 8,000 円を 112 万 9,000 円に改め、資本的支出について 338 万 1,000 円を追加し、総支出を 4,734 万 6,000 円とするものであります。

2 ページ、第 4 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費について 229 万 7,000 円を追加し、1,831 万 4,000 円とするものであります。

次に、3 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜るようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案 4 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 16、意見書案第 4 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番(茂呂竹裕子さん) [登壇] 意見書の第 4 号として札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書についてご提案申し上げます。

北海道は、日本全体の約 22%を占める広大な面積に、540 万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況であり、高速道路の整備も進んでいますが、自動車あるいは都市間高速バスによる移動も以前と比べると時間的な短縮は図られておりますが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかです。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、さまざまな経済活動をするに当たって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実であります。

こうしたことから、道内においても航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められてくるものと考えます。道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりであります。

一方、国土交通省の職員も航空機の運行を陰で支えている一員であり、空港事務所、出張所、あるいは航空交通管制部における管制業務、施設の維持業務は、航空機の安全運行の一翼を担う業務であります。

札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全 15 空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国 4 カ所に設置されている拠点官署のひとつであり、積雪地域に立地している唯一の官署です。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考えます。道内出身者にとっても、雇用面において大きな損失となる可能性も出てまいります。

道民の安全・安心な航空交通を確保するために、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であります。

よって、次の事項について実現するよう強く要望するものであります。

1. 北海道で航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。
2. 広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、提出先は表紙に書いてあるとおりですのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案5号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

読んで提案させていただきます。義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。

また、これは地域主権を脅かすものでなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を3分の1から2分の1へ復元するなど制度改善が極めて重要である。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担制度の削減を決定した。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものである。

教育予算は、昨年に引き続き「高校授業料無償化」など保護者負担軽減の予算が計

上されたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリル代をはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっている。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「教職員定数の改善」と「学級編制標準の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

このことから、下記4項目について教育予算の確保・充実を要請するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は表に書いてあるとおりですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案6号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] それでは意見書について説明をさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書。2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めた。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものである。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めるとするものであります。

以下、下記の6項目について地方自治法第99条の規定により意見書を表記の提出先にするものであります。皆さんの賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案7号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第7号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君）　〔登壇〕　それでは、再度意見書について説明をさせていただきます。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。しかし、最低賃金の影響を受けている多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意がされた。こうした観点から北海道地域最低賃金は、ここ6年間で75円引き上げられているが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状である。

昨年、平成20年に、「生活保護との乖離額を5年以内で解消する」とした期間の最終年に当たっていたが、依然、生活保護費との乖離が解消されていない。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティーネットとして十分に機能しているとはいえない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっている。

よって、次の措置を講ずるよう強く要請するとし、下記3項目について地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先については、表記に書いてある内容でありますので、皆さんの賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　これより意見書案第7号を採決します。



この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、意見書案第 8 号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君） [登壇] 意見書案第 8 号について、読み上げて説明にかえますのでよろしく願いいたします。

「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針（2006 年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校は、入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあらわれ、過疎化を加速させている。経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活などを余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念までに追い込まれかねないといった実態も報告されている。

2011 年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校を地元からの入学者が 20 名を切っていることを理由に「募集停止」とした。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらして

いる。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校は大幅に減少することになり、これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道全体の衰退につながる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが必要である。

よって、次の4項目について要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により北海道知事、北海道教育委員会委員長に意見書を提出するものでありますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第5号 繰越明許費の繰越について（津別町一般会計）を議題とします。

町長から平成24年度津別町一般会計予算にかかわる繰越明許費の繰越について別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第6号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の平成24事業年度事業報告及び決算、平成25事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、報告第7号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社相生振興公社の平成24事業年度事業報告及び決算、平成25事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、報告第8号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成24年度4月分、平成25年度4月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成 25 年第 5 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午後 0 時 5 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員